

ローレンツ・フォン・シュタインの自治団体論

Die Selbstverwaltungskörper bei Lorenz von Stein

柴田 隆行

Takayuki SHIBATA

はじめに

1852年に公刊された『国家学体系』は、シュタインのキール時代とウィーン時代を架橋する著作である。シュタインは比較法学徒として研究生生活を始めたが、ベルリン滞在中に"三月前期"の思想家と触れあい、フランス留学中には社会主義者や共産主義者と接触してフランス革命後に重要な位置を占めるようになった「社会」という概念を実地で学んだ。それは、1842年刊の『今日のフランスにおける社会主義と共産主義 現代史への寄与』で詳細に分析されたが、その後、みずからも積極的に関わった1848年の三月革命の敗北を機に、人間をばらばらに解体する「社会」よりも、社会的な問題を統一的な視点で解決すると期待される「国家」が大切だとの考えに至った。そこで執筆されたのがこの『国家学体系』第一巻である(註1)。ウィーン大学に職を得たのちその第二巻が公刊されたが、その後続編は書かれずに終わった。公刊されたこの2冊に盛られた内容は、「国家学」体系とは言うものの、第一巻は統計学、人口学、国民経済理論であり、第二巻は社会理論であって、国家は登場しない。シュタインは、たしかに1848年革命挫折後、社会よりも国家を重視したように見えるが、国家は社会なしには存在しえないとの認識は生涯変えなかった(註2)。だからこそ、彼は国家学を論じるにあたってまず先に社会理論を展開したのであり、ウィーン時代にシュタインが最も熱心に取り組んだ行政学はまさに国家と社会をつなぐ要として捉えられた。シュタインの国家学は、憲政と行政によって成り立つとすることができる(註3)。憲政は国家の意志であり、行政はその意志の実現である。そして、シュタインにとって行政(Verwaltung)は、なによりも自治(Selbstverwaltung)でなければならなかった(註4)。

自治は統治(Regierung)ではない。統治はシュタインによって国家行政(Staatsverwaltung)と言い換えられて、当然ながら、自治と区別される。それにもかかわらず、とりわけ日本では、シュタインやグナイストの行政学を誤解ないしは曲解して、自治体と言えば地方自治体を指し、地方自治体はその文字に反して国の出先機関のような役割を果たすものと考えられた時代が長かった。シュタインの自治は国家をも視野におさめる基本的な概念であり、シュタインにとって究極の自治体は国家そのものであった。しかしそれではむしろ自治体が国家に吸収され解消されてしまう恐れがあるがゆえに、社会と国家との関係のありようがふたたび問題となる(註5)。そこで重要な役割を演じると思われるのが、両者をつなぐ中間団体である。それは、シュタインの場合、自治団体である(註6)。ゆえに、この小論では、シュタインの国家学において自治団体がどのような役割を果たすのかを検討することとする。

第1節 自治団体

まずは前提的な話であるが、シュタインにとって国家は「人格態に、すなわち人格的な意識や人格的な意志と行為に高められた人間共同体」(VL1, 2)、「個体的な人格態に高められた、人間の生活共同体」(VL1, 227)である。ここで言う「人格態(Personlichkeit)」とは、個人としての「人格(Person)」ではなく、自由で自律的な存在を意味し、したがって、「人格的(persönlich)」という形容詞は、「自然的(natürlich)」と対概念をなす(註7)。人格態は、みずからの能力を自由に無限に発展させようとする活動態である。「個体的(individuell)」は、「個別的(einzeln)」と異なり、自立性と自律性を前提とする。したがって「個体的な人格態に高められた人間共同体」としての国家は、自由で自律的な活動的存在でなければならない。国家の意志は憲政(Verfassung)によって決められるが、国家の意志を実現するのは行政である。したがって、行政は自由で自立的な活動態であると言える。

ここで主として分析するシュタインの行政理論は、1865年刊の『行政理論』初版、1869年刊の同第二版、1870年刊の『行政理論と行政法のハンドブック』初版、1888年刊の『行政理論ハンドブック』第三版である。複数のテキストを読む理由は、シュタインの思想はつねに動的であるという一般的傾向性に加えて、とりわけ自治団体論に関して未整理の部分が多いと思われるからである。

1. 統治と自治

シュタインによれば、執行権力はその基本形態からして3つに分けられる。国家行政(Staatsverwaltung)と自治(Selbstverwaltung)と協会組織(Vereinswesen)である(VL1, 226)。

国家行政というのはわかりにくい概念であるが、要するに法律を執行する政府(Regierung)のことである。「執行権の人格的で統一的な形態としての国家が政府である」(HV1, 15)という表現もあるが、ここで大切なのは「統一的」という点である。

「国家における憲政に適う自由は、個人が一般意志の形成に参加する際に従う秩序である。一般意志が法律として定在する場合、法則を執行しなければならない政府にも自由があるのか。否である。政府の本質は、統一的で人格的なみずからの権力によって法律を執行することだからである。国家は政府というかたちで自立的で、それゆえに必然的に統一的な組織化された人格態として現れる。統一的な行為という概念は、諸個人の自由な参加を排除する。人格的な統一として登場しなければ、いかなる行為も可能ではない。政府は有責的であるが、自由でもなければ不自由でもない。政府は人格的な組織である。」(ibid., 6)

政府(統治)では個人の自由な参加がありえないという点は注目に価する。

これに対して、自治は「自由な行政」である(VL2, 1-2-22)。この自由は、ここでは自立的(selbständig)という意味である(VL2, 1-2-128)。国家行政すなわち政府・統治は統一的な管理を柱とし、自治は独立を柱とすると要約することができる。政府は、国家意志をあらゆる点で平等に統一的に執行する機関であるが、それが一定の地域的特殊態を帯びる場合には、官庁体系(Behördensystem)と呼ばれる。それは、各地方において国家行政をスムーズに展開する機関としての官庁組織(Amtsorganismus)であって、これはいわば国の出先機関である。これに対して、自治は、個々の公民がこうした地域的な行政に自由に参加する「自由な行政(die freie Verwaltung)」である。自治は、独自の内容、独自の機能、独自の権利を備えた自立的な行政組織を言う(VL1, 364)。したがって、地方自治体は国の出先機関では決していない。なお、第三の、協会組織というのは、個人が国家活動に参加する最高形態であり、みずからの自由な決断で諸課題を解決できる場であるとされる(VL1, 228)。『行政理論』

第二版の叙述によれば、自治と協会組織のシステムはともに「自由な行政」のシステムである(VL2, 1-2-16)。この場合の「自由」とは、個体的自己決定が通用することを意味し、諸個人がみずからの意志決定に従ってのみ組織の構成員となることの自由、なにごとかを決定する際の参加の自由、そして選挙・被選挙の自由を意味する(VL2, 1-2-20)。国家的な課題を遂行するために掲げられた目的を自由な自己規定によって実現しようとする共同体を協会組織と名づける(ibid., 22)とあるから、協会組織も自治とともに「自由な行政」である。その際、自治は構成員の主体性を重視し、協会組織はその目的遂行を重視するという、視点と重点の違いがある。いずれにせよ、シュタインは国家行政すなわち政府を「自由な行政」から区別する。

2. 地方

自治団体(Selbstverwaltungskörper)は、その形式からして3つに分けられる、とシュタインは言う(VL2, 1-2-130)。1つは州(Land)ないし地方(Landschaft)であり、これは、社会的ならびに経済的な生活の歴史的かつ自然的に同等な諸条件や秩序に基づく共同体である。2つ目はゲマインデ(Gemeinde)であり、構成員の利害関心に基づく共同体が一定の場所的限定を有する場である。3つめはコルポラツィオン(Corporation)であり、一定の公共の目的のために一定の資産を得てこれを管理する機関である(VL1, 378)。地方は小さな国家には存在しない、というのも、そのような国家はそれ自身が地方にすぎないからである、とシュタインは言うが(VL1, 405)、そういう問題だろうか。ゲマインデは自治本来の組織であり、コルポラツィオンはたいていは国家機関となったともシュタインは言うが、後者の点についても疑問が残る。その点の検討は後ですることにして、シュタインの説明をさらに聞くことにしよう。

「われわれが地方と名づけるものは、最も包括的ではあるが最も無規定的なものであり、組織の変遷の影響を最も強く受ける国家行政団体である。」(VL1, 406f)この説明の末尾は目を疑わせる。というのも、シュタインは先に国家行政と自治とを区別し、自治団体として地方を位置づけたにもかかわらず、ここで地方を「国家行政団体」だとしているからである。これでは、地方が政府のたんなる出先機関に墮するように読める。『行政理論』第二版では、地方は自治団体の純粋に歴史的で比較的大きな形態であるが、国家的な性格を持ち、行政のみならず立法にもそれなりの意味を担って関与するとあり(VL2, 1-2-25)、地方は国家行政の一団体という位置づけではなく、むしろ自治団体として国家と関わるといように自治に重心が置かれている。あえて言うまでもなく、地方はそれ自体が独立国家ではありえず、国家内部の一地方であるから、それが国家的な課題を担うからと言って、すぐに政府の出先機関だとは言えないであろう。問題は地方がどこに軸足を置くかにかかっている。その点で、初版よりも第二版のほうが地方の自治性をいっそう明確に示しているように思われる。もっとも、初版でのLandは、Landschaftすなわち地方というやや漠然とした概念であるのに対して、第二版のLandは「州」と訳すべき、一定の権力を持つ自治団体を意味すると解釈することも可能である。また、ゲマインデについて、初版ではこれを「地域的な国家行政団体」として理解する世間一般の通常の見方を取り上げて批判しているので、「地方は国家行政団体だ」という表現も、もしかしたらシュタインの主張ではなく、世間一般の理解を提示したものと読めないこともないが、概して初版では政府と自治団体との区別が曖昧な点が多いように思われる。だが、いわゆる「地方案件(Landesangelegenheiten)」が国家に直接関わる場合は、自立的な地方と言えども「州(Provinz)」とか「県(Department)」とかとして国家行政に組み込まれると晩年のシュタインは述べている(vgl. HV3, 75)ことから察するに、このLandは「州」

として独立していながら国家と密接な関係にあると見ることもできるであろう。もっとも、1888年著作でのLandがすべて「州」として訳すべきものだとは言えない。たとえば「Landは、まずは地質的地理的限界によって与えられ、さらには出自という人格的要素によって与えられる。これら両者が自然的な共同体を作り出す」(HV3, 74)という場合のLandは、他の著作の場合と同様に地方を指すと思われる。

地方に話を戻すが、いま1888年著作で見たように、地方は自然的な要素と人格的な要素を持つ。前者は土地(Land)、後者は出自(Stamm)である(VL2, 1-2-180)。土地は、一定の自然的な境界内部の自然的生活諸条件の同等態であり、出自は、その土地の住民内部の個性の同等態である(ibid.)。要するに、土地とそこに住む一族の人間が共同生活を営むところで地方という枠組が生まれるわけであり、この共同生活のなかで精神的な教養形成や経済的な同等態や共通の法的生活がそれなりに一定した形式をなし、それによって個体的な発展の諸条件が整うことになる。だが、そのような個性ゆえに、地方は歴史的な産物であり、それぞれの時代や国によって非常に異なる運命をたどった。たとえばイギリスでは、自由な行政の基礎がすでに議会に与えられているがゆえに、地方という行政組織は消滅している(ibid., 190)とシュタインは言う。フランスやイタリアでも同様に地方は消滅しているが、それは、フランスやイタリアでは政府の力が強力で、自治団体の代わりに役所の行政区域(Bezirk)や管理施設(administrative Institute)が設置されているからである(ibid.)。こうした認識が正しいかどうかは別途検討を要するが、シュタインが、イギリスを自治の生誕地としつつ、自治がイギリスのすべての領域に行き渡っているがゆえに自治はすでにそれ自体としては消滅しており、他方、フランスでは自治の精神を国家が体現しているがゆえに自治は存在しないという認識を持っていることはすでに確認したところである(拙稿2007)。いずれにせよ、シュタインは、ヨーロッパの国家形成史において地方が重要な役割を果たしたことは認めており、とくにドイツでは地方がドイツ統一の進展の一つのファクターであったと述べている(ibid., 179)ことは記憶に留めておきたい。

3. ゲマインデ

つぎにゲマインデであるが、ゲマインデは自治の主要団体(Hauptkörper)として位置づけられており(VL2, 1-2-220)、構成員のあらゆる利害関心の共通性と地域的な形態に基づくものと規定されている(VL1, 378)。ゲマインデは、地域ゲマインデ(Ortsgemeinde)と行政ゲマインデ(Verwaltungsgemeinde)と郡ゲマインデ(Kreisgemeinde)に分けられる(VL1, 436)が、シュタインは地域ゲマインデが本来のゲマインデであると言う(ibid.)。また、1870年の『ハンドブック』初版では、ゲマインデは「教養形成された地域的自治組織であり、したがって、国家の根本形式と機関を、限定された領域のために限定された仕方で作出し、またそれによってみずからのもとにある憲政に適合した統治権の偉大な諸原理を適用することができるし、そうするよう規定されている。この意味で、ゲマインデは、個人を公民的生活へ向かわせる教師である」(HV1, 27)と述べられている。自治体での活動経験が国家的活動の入口と訓練の場となるというグナイストと共通の考えがここに見られる。

『行政理論』初版では、地方と同様にゲマインデも、国家との関係で説明され、「ゲマインデは、地域的な限定を受けた国家的課題の総体が自治組織によって遂行されるところで生まれる」(VL1, 432)とされる。そして、前述のように、ゲマインデを地域的な国家行政団体として理解する世間一般の見方が取り上げられているが、シュタインはこうした見方に対して、「この地域的な自治」すなわちゲマインデは、「その物質的な基礎と同様に、国家に対して自立的である」(VL1, 433)とし、この自立態が国家によって承認されると「法的な人格態」となると言う(ibid.)。ここで言う「法的な人格態」とは、現

在いわゆる税法上の「法人」ではなく、「国家は一つの人格態である」というのと同等の法的位置をゲマインデが占めることを意味する。『行政理論』第二版に、「法的な人格態は執行権力の一機関」であり、「執行権の決定は、実施の強制を伴う指令(Verordnung und Verfügung)である」(VL2, 1-2-61)とあるように、ゲマインデは、国家によって認められれば、強力な執行権力となりうる。それだけではない。「ゲマインデは、執行権力の機関として、執行権力のなかに自由の要素を引き入れる」(ibid., 225)とも述べられる。もっとも、欧米人にとっては常識に属することだが、自由とは独断的な自己規定を意味するのではない。「自由は、行政の機能や国家行為に有機的に参加することを意味する」(ibid.)から、地方と同様にやはりゲマインデも国家と無縁ではない。ただし、シュタインは、ゲマインデを地域ゲマインデと行政ゲマインデと郡ゲマインデに分けており、地域ゲマインデが市民の自然的な要素に基づくゲマインデであるのに対して、その人格的要素に基づくゲマインデは行政ゲマインデとして区別する。行政ゲマインデは、地域的な自治が一定の国家的課題を一定の地域的境界内部で遂行する機関を言う(VL1, 436)。したがって、国家と密接な関係にあるゲマインデは行政ゲマインデだと言うことができるだろう。

この行政ゲマインデが、諸々の地域ゲマインデに共通の案件を扱い、しかもそれが地域ゲマインデと特殊な行政ゲマインデとの関係を仲介しなければならないとき、郡ゲマインデないし郡(Kreis)と呼ばれる組織が機能する(ibid.)。クライスは、ドイツ連邦共和国の行政組織として現在も存在し、州(Land)とゲマインデとの中間に位置する。ただし、ベルリン、ハンブルク、ブレーメンのような都市州はクライスを設けていない。シュタインの行政理論ではクライスについての詳述はない。

4. コルポラツィオン

自治団体の最後はコルポラツィオンである。コルポラツィオンは、前にも引用したが、「一定の公共的目的のために一定の資産を設置し管理する場合に生じる」(VL1, 378)。ゲマインデと異なるところで重要なのは「目的」であり、この目的は「個人の自由な意志によって設定される」のでなければならない(VL1, 509)。その意味で、のちに述べる協会組織に近く、シュタインは「コルポラツィオンと財団(Stiftung)は、ゲマインデでの本来の自治から協会組織への移行を形成する」(ibid.)と言う。

目的の設定は「個人の自由な意志による」と言っても、あえて言うまでもなく「意志」は「恣意」ではなく、「個人の恣意を超えて客観的に規定される組織」を前提として持つ(VL1, 510)。しかし、目的を持って諸個人が集まるのはなにもコルポラツィオンに限ったことではなく、地方もゲマインデも同じではないだろうか。一般に共同体は一定の目的を持ち、この目的を実現することが共同体のいのちである(ibid., 19)とシュタインも言う。自治の共同体が一定の公共的目的を持ち、それを実現しようとすることは一般的なことであり、地域的な限定があるとしても、地方もゲマインデも、コルポラツィオンと同様に、一定の目的を持った団体であるはずである。コルポラツィオンは前二者とどこが根本的に異なるのだろうか。

「コルポラツィオンは、もともと同業者の承認された統一体であり、その職業のために独自の体制と管理を持っている」(VL1, 139)とある。きわめて常識的な話ではあるが、コルポラツィオンの目的は、同じ職業の統一的な運営と管理にある。シュタインは、「イギリスには地方とゲマインデと協会組織という一貫した区別は存在せず、あらゆる自治に対して一個同一の根本形式があるだけである。それがコルポラツィオンである。〔中略〕イギリスではコルポラツィオンは、議会で承認され独自の権利と独自の体制をもって成り立つ自由な行政団体すべてを意味し、それが、都市であるか地方で

あるか、本来のコルポラティオンであるか、協会(Verein)であるかといったことはまったくどうでもよい」(VL2, 1-2-160)と述べており、この文脈ではたんなる職業団体だけを指しているわけではないように読める。そうでなければ、ドイツには強固な職業団体としてのツunftやインヌングが存在し、それらについて詳しい叙述があつてしかるべきであろうのに、そのことの叙述がほとんどないのはむしろ奇妙である。だが、シュタイン自身はおそらくそのようには受け止めない。というのは、『行政理論』第二版の第三編目次を見れば明らかのように、「同業組合は、身分的なコルポラティオンから協会組織への移行的なもの」として位置づけられているからであり、また、1888年の『ハンドブック』第三版では歴史上の自治団体として地方とゲマインデと協会組織すなわちツunftとインヌングが挙げられている。この三対形式からするとツunftとインヌングを具体例とする団体(Körperschaft)はコルポラティオンに該当するように読める。が、この三者のつぎが協会組織であり、そして自治組織システムの三番目に、国家行政と自治との結合体として、行政ゲマインデと同業組合が挙げられており、シュタインにとってツunftやインヌングは過去の遺物にすぎず、いま重要な役割を果たしているのはそれらとは異なる同業組合であつて、それはコルポラティオンや協会のさらに先に位置づけられるべきものとされているからである。そうであれば、話を戻して、コルポラティオンとは何か。

「コルポラティオンは、身分的な(ständisch)社会秩序に属する。だが、コルポラティオンは、個別的にはあらゆる偶然性や差異性があつてもヨーロッパ全体では同一の究極的根拠を示すものの一つの規定された現象として考察しなければならない。コルポラティオンは、つねに一つの共通の職業に基づいて生じるが、その職業は、同業者がばらばらに仕事に就いたりばらばらに仕事を行ったりしたら、外的な生活諸関係によって長く危険にさらされたりいっそう大きな発展ができなかったりするように見える。」(VL2, 1-2-346)

『行政理論』初版に「騎士ないし貴族のコルポラティオン」という言葉があるから(VL1, 513)、コルポラティオンはたんに職業団体だとは言えず、身分に関わる団体と理解すべきであろう。「職業のコルポラティオン」(VL1, 514)という言葉も、「職業」身分に属する団体ということになるだろう。ヘーゲルの『法哲学綱要』の身分論には王侯・貴族や聖職者は出てこず、実体的身分としての農民と、反省的身分としての商工業身分、そして普遍的身分としての役人が挙げられていることから推察して、職業従事者を一定の身分として位置づけること自体は無理のない議論であろう。

なお、コルポラティオンと区別されて財団という組織もある。コルポラティオンは、「独自の資産が当てられているまったく規定された社会的目的に基づき、「構成員の権利と利害関心がこの資産の管理の本来の課題となつて」いるのに対して、財団は「資産を第三者のために利用することが問題となる」組織であり、「本来のコルポラティオンが本質的に身分的な時代に属するのに対して、財団は社会的な形式との結びつきをいっさい持たない」(VL2, 1-2-26)とシュタインは説明する。「財団」という訳語が適切かどうかかわからないが、現在でも財団は一般に資産を第三者向けに使用しているのに対して、同業組合は構成員の福利厚生を主たる目的として結成されるものと考えられているから、シュタインのこの区別はそれなりに納得が行く。難しいのは次の「協会組織」である。

第2節 協会組織

1. 協会

協会(Verein)も自治団体の一つであるように思えるが、先に述べたように、シュタインは執行権力を

国家行政と自治と協会組織に分けているから、協会組織(Vereinswesen)に属する協会は自治団体とは別のもので考えられていると見るしかない。

シュタインは『行政理論』初版でつぎのように述べる。

「国家活動に参加する最高の形態は、諸個人が、国家やその本質にある諸課題を自由な決定によってみずから設定し、自由に組織した機関でそれを実現するところに存在する。そうした最後の形式が協会である。」(VL1, 228)

『行政理論』第二版の叙述はこうである。

「結集した人たちの自由な自己規定によって共同体の根柢や目的が国家的課題を遂行することになる時、われわれは協会組織について語っていることになる。協会組織の管理団体は協会である。したがって、自治と協会組織で、自由な行政の領域は尽くされると同時に体系化されている。自治にも協会組織にも属さないような自由な行政という現象は存在しない。」(VL2, 1-2-22)

『ハンドブック』第三版の叙述も見ておこう。

「その〔自治の〕第一グループは、個々の構成員の利害関心が個体的力を結集する目的であるところに存在し、第二グループが始まるのは、この結集がもやは個体的な利害関心ではなく一定の行政課題となり、したがって、一定の普遍的な利害関心が構成員の課題として承認されるときである。われわれは第一グループを会社と名づけ、第二グループを本来の協会と名づける。両者が一緒になって協会組織が形成される。両者のうちで個体は、国家行政とともに、普遍的な目的のために活動する。」(HV3, 83)

シュタインの行政理論によれば、国家意志を実現する組織、すなわち国家意志の執行機関が国家行政ないし政府・統治であり、地域的特性に応じて人びとが集まり国家的な課題なりそれぞれの地域的な課題なりを解決する機関が地方やゲマインデであり、結集の目的が自然的な要素から離れて構成員の利害関心の実現に置かれる機関がコルポラツィオンであり、これら三者すなわち地方とゲマインデとコルポラツィオンが自治団体であった。これに対してさらに自由度を高めながら国家的な活動や課題に関わるのが協会組織だと概略理解することができるだろう。

協会(註8)を大きく分けたときの第一部門は教育協会(Bildungsvereine)である(VL1, 545f)。その1つは授業に関わるものであり、そこには学校協会(Schulvereine)と教員組合(Lehrervereine)が含まれる。もう1つは専門教育に関わり、3つめは一般教育に関わる。第二部門は国民経済学的協会(volkswirtschaftliche Vereine)であり(VL1, 547)、そこには職業教育協会や職業組合(Gewerbevereine)、労働組合(Arbeitervereine)、就業組合(Erwerbsvereine)などがある。第三部門は社会的な協会(gesellschaftliche Vereine)である(VL1, 557)。ここには職人組合(gesellige Vereine)と本来の社会協会が含まれる。狭義の社会協会とくに問題になるのが占有関係であり、「公民社会全体を貫徹している大きな区別は、占有者と非占有者との区別である。この区別に、平等という抽象的な原理に基づく社会秩序の本来的な矛盾がある」(VL1, 559)。こうして社会協会は、経済状態に応じて2つのグループに分かれる。すなわち、救貧協会(Armenvereine)と援護協会(Hilfsvereine)である(VL1, 560)。後者はさらに細分化され、孤児協会(Waisenvereine)、託児協会(Krippenvereine)、保育協会(Warteschulenvereine)、患者組合(Krankenvereine)、扶養協会(Unterhaltsvereine)、消費組合(Consumvereine)、貯蓄協会(Sparvereine)、募金協会(Sammlungvereine)、社会的信用組合(Kreditvereine)等がある(VL1, 562ff)。『ハンドブック』第三版では、行政協会(Verwaltungvereine)という概念が使われ、それが行政法の遂行や変容や障害を対象とするときは利益組合(Interessenvereine)であり、精神生活に関わる場合は教育協会となる。教育協会はさらに学校

協会、科学協会、芸術協会、一般文化協会に分かれる。さらに三番目のグループとしてあらゆる種類の社会的な協会(sociale Vereine)があり、これは救貧協会と援助協会に分かれると書かれている(HV3, 87)。

2. 協会組織

「協会組織」という訳語が良いかどうか迷うが、Vereinswesenのことである。『行政理論ハンドブック』第三版の叙述によれば、会社(Gesellschaft)と協会(Verein)が一緒になってVereinswesenを形成するとあるので、Vereinswesenを「協会」と訳すわけには行かず、「協会組織」というのも紛らわしい。『行政理論』第二版では、Vereinswesenで家族や結社や組合や集会なども論じられているので、総称して「団体」と訳したいところだが、団体はKörperないしKörperschaftの訳語としてこれとは区別したい。したがって、いちおう文字通りに「協会組織」と訳しておく。

シュタインは、『行政理論』第二版の第一部第三編の冒頭部分で次のように自問している。

「ひとは統一(Einheit)とか一致(Einigung)、統合(Vereinigung)、共同体(Gemeinschaft)、同業組合(Genossenschaft)、会社(Gesellschaft)、連盟(Verband)、協会(Verein)、アソシエーション(Association)、連合(Coalition)、その他について語り、ほとんど誰もが疑いもなくこれらすべては何らかの仕方で協会組織(Vereinswesen)に属すると思っているが、それぞれがそれ自身でもそれだけで独立しても何であるか、何を意味するかを実際には誰も知らない。これらは同じことを表す言葉だろうか。」(HV3, 7)

たしかに、似たような概念がいまでも多いが、「項目羅列主義者」と言われるシュタインの著作でさえ、こうした多様な概念の整理がきちんとできているとは言えず、この問いに対するシュタインの答えは曖昧である。協会ならびに協会組織については『行政理論』第二版の第一部第三編で詳述されているので、それを参照しよう。

そこではまず、繰り返しになるが、あらゆる人格態の究極最高の本質は自己規定にあり、活動的な自己規定とは自由のことであるから、協会と協会組織は人間社会における自由の主要形式であると同時に自由の担い手であることが確認される(VL2, 1-3-4f)。そして、人間の統合が人格態の本質によって与えられる人間の絶対条件であるならば、狭義の協会こそまさに自由で自己規定的な統合の最高形式である。ただし とシュタインは続ける、この統合はこうした形式に留まるのではなく、生成するものである(ibid., 23)。この生成過程を見るならば、まず第一種の協会は、性別という自然的なモメントや偶然に基づく。これは婚姻と家族であり、またわれわれがコムニオ(Communio)と名づけるものである(ibid., 24)。コムニオとは「個体的な意志を加えずにさまざまな所有者の財産を融合させた」(ibid., 27)状態を言う。財産共同体だという規定もある(ibid., 36)。これらは自然的な結合体である。つぎに第二種の協会は、経済生活から生じるもので、ゾキエタス(Societas)と言う。個人の欲求から生じる交通が持続して財産関係を統一させるところで生じるのがゾキエタスであるが、これは持続的な交通関係にほかならず(ibid., 32)、したがって統一的な組織化はできない(ibid., 31)とシュタインは言う。第三種の協会は、所与の共同体の持続的な関係に基づき、偶然や恣意ではなくおのずから生じるものであり、これを共同体(Gemeinschaften)と言う。共同体は、社会的歴史的事実から生み出される諸人格態の結合である(ibid., 37)。これには村落共同体(Dorfgemeinschaft)と一族共同体(Geschlechtsgemeinschaft)と職業共同体(Berufsgemeinschaft)がある(ibid., 37f)が、さらに分ければ、教会共同体、学術共同体、商工業共同体などもある(ibid., 39)。協会の第四段階は、個人の自由意志によって生じる共同体であり、これを集会(Versammlung)と言う(ibid., 41ff)。

個人が自分自身しか協会の目的として求めず、個人が自己目的化している状態を利害関心と言うが、こうした個人的な利害が同時に合同の起源と目的であるような協会を会社(Gesellschaft)と言う。ここでは、統一的な組織化と法的体系が整えられている(ibid., 25)。個々の構成員の個別的利害を究極目的とし、それを共通の手段で実現する結合体を会社と言う(ibid., 65)。個人が個別的な利害を実現しようとして結合する組織を会社と言い、普遍的な利害を実現する組織を協会と言う。つまり、会社の目的はその構成員の内部にあり、協会の目的はその外部にある。したがって、会社は経済的団体であり、協会は国家的団体である(ibid., 66)。

以上はしかし協会の説明であって、本節の主題であるべきVereinswesenの定義ではない。シュタインによれば、協会の第一種である自然的人間結合としての家族等では参加の自由がなく、第二種の協会は目的の自立性に欠け、第三種では経済的団体の自立性や統一の持続性が欠けている。これらのエレメントをすべて包括し、自由で自立的な統合という理念を掲げるのが協会組織である(ibid., 63)。形式的には協会組織は会社にも協会にも似ているように見えるが、それらと決定的に違うのは精神であり、つまりは結合の目的である(ibid., 65)、とシュタインは強調する。では、協会組織の精神とはどのようなものか。

前置きばかりが長くてなかなか本題に入らないのがシュタインの一般的叙述スタイルであり、上記のような説明はさらにまだ続くが省略する。要するに自治団体を超えるのだという「協会組織」が何なのかは明確にならないまま、その具体的な事例説明に移る。すなわち、協会組織には国民経済学的なもの和社会的なものがあり、前者に属するものとして、企業組合(Unternehmungsvereine)と経済的利益組合(wirtschaftliche Interessen-Vereine)がある。企業組合は3つのグループに分けられ、1つは株式ないし資本組合(Das Aktien- oder Kapitalsvereinswesen)、もう1つは相互組合(Gegenseitigkeitsvereine)や保険会社Versicherungsgesellschaften)、そして3つめはこれら両者の結合体であり、たとえば信用組合(Kreditvereine)である(ibid., 139)。社会的協会組織も3つのグループに分けられ、支援協会(Unterstützungsvereine)と援助協会(Hilfsvereine)と自助組合(Vereinswesen der Selbsthilfe)がそれぞれである。最後の自助組合には労働者協会(Arbeitervereine)と労働者集団(Arbeiterverbindungen)と労働者代表団(Arbeitervertretung)すなわち連合(Coalitionen)が入る。これを見ると、「協会組織」と言ってもその実態・実体は、別のものとして説明されてきた「協会」そのものであるように見える。

どうにも煮つまらない説明が続いたところで、協会組織の図表が登場する(ibid., 198)。それによると、協会組織には自然的結合体(婚姻と家族、コムニオ)と経済的結合体(契約、ゾキエタス)と本来の協会組織があり、協会組織のエレメントとして共同体と集会在挙げられる。協会組織には会社と協会があり、前者には匿名会社と合名会社と合資会社がある。協会には連盟と同業組合があり、そこに協会組織も含まれるような表記になっている。この協会組織は政治的な協会ならびに結社と、管理組合とに分けられ、後者には、精神生活のための団体と国民経済学的団体と社会的団体が含まれる。国民経済学的団体は、企業組合と利益組合に分かれ、前者には株式組合と信用組合と、その両者の結合体とがある。社会的団体には、支援協会と援助協会と自助組合とがあり、自助組合は労働者協会と労働者集団に分かれ、労働協会には労働組合(Arbeitsgenossenschaft)と経済組合(Wirtschaftsgenossen)が入る。この図表でも、VereinとVereinswesenとがまぜこぜになっていて、概念的な区別ができておらず、現状で使われている名称の団体をただ図表に書き込んだだけ、自分の行政理論に組み入れただけであるとしか思えない。したがって、われわれはシュタインの協会組織論をわれわれが理解できるかぎり自由に整理したほうが良いとの結論に達する。

小 括

シュタインの項目羅列主義に振りまわされた感があるが、要点を整理すれば数行でおさまるのではないだろうか。シュタインの国家学の根本にあるのは、初期の社会主義・共産主義論から一貫して見られる「人格態」概念であり、人格態はその本質からしてみずからを実現しようとする。人格態のこの自己実現を「自由」と言うが、この自由はしかし共同態において初めて真に現実的となる。逆に言えば、共同態は自由なものでなければならない。自由な共同態が実現するには、それがみずからを管理できることを条件とするから、この共同態は自治団体でなければならない。自治団体には、地域特性でできた組織（地方、ゲマインデ、クライス等）と目的を共有することでできた組織（コルポラツィオン）がある。これら自治団体よりもさらに自由度を強めつつ、しかも構成員の個別利害から出発しながら組織の普遍的な利益追求という目的を明確に定める組織があり、これが協会である。つまり、協会は自由な目的結合である。これにはさまざまな種類の組織が含まれる。そこで、これらの組織を総称してVereinswesenつまり協会組織と言う。

ところで、シュタインは協会組織を自治団体と区別しているが、なぜだろうか。それは、第一節の冒頭で確認したように、自治団体の要である自由はとりわけ「自立的」を意味し、それは国家からの一定の独立を意味した。これに対して協会組織は、自治団体よりもさらに自由度を深めたようなかたちをとりながら、構成員がそこで徐々に普遍的な利益の追求を自覚するような仕組みになっており、こうして協会組織を通して人びとが最終的には普遍的な人格態すなわち国家の必要性を再認識することが期待される。すでに引用した『行政理論』初版の表現を借りれば、「協会組織は、個人が国家活動に参加する最高形態」(VL1, 228)である。

このように要約してみると、シュタインの団体論は、ヘーゲルの法哲学における人倫論での家族・市民社会・国家という展開、とりわけ市民社会におけるコルポラツィオンの役割と共通するものを多く持つと思われる。ヘーゲルの国家論に市民社会論とりわけコルポラツィオン論が不可欠であるのと同様に、シュタインの国家学体系において社会理論とりわけ団体理論は不可欠である。そこで、つぎにわれわれは、シュタインの国家学において、諸個人がこれら団体のなかでどのように国家へと自己形成して行くかをみなければならない。

【テキスト略記号】

VL1: Lorenz von Stein, *Die Verwaltungslehre*, Stuttgart 1865.

VL2: Lorenz von Stein, *Die Verwaltungslehre*. Zweite durchaus umgearbeitete Auflage. Stuttgart 1869
(1-2: Erster Theil, 2. Abtheilung. 1-3: Erster Theil, 3. Abtheilung)

HV1: Lorenz von Stein, *Handbuch der Verwaltungslehre und des Verwaltungsrechts, mit Vergleichung der Literatur und Gesetzgebung von Frankreich, England und Deutschland*, Stuttgart 1870.

HV3: Lorenz von Stein, *Handbuch der Verwaltungslehre*. Dritte, vollständig neu bearbeitete Auflage. Stuttgart 1888. Erster Theil. Der Begriff der Verwaltung und das System der positiven Staatswissenschaften.
略記号の後の数字は掲載ページである。

【註】

- 1 もっとも、それ以前の1843年冬学期からシュタインはキール大学法学部で「一般ドイツ国法」を、46年からは哲学部の員外教授として「国家学」の講義を行っている。
- 2 拙著『シュタインの社会と国家 ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程』（御茶の水書房、2006年）第四部参照。
- 3 森田勉『ローレンツ・フォン・シュタイン研究 憲法 憲政論・国家 社会学説・法哲学』ミネルヴァ書房、2001年参照。

- 4 拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの自治理論」(本誌第45-1号、2007年)参照。
- 5 拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの自治理論の学説史上の位置」(本誌第46-2号、2009年)参照。
- 6 後述するが、シュタインは自由な目的結合である協会(Verein)を自治団体から区別しているが、協会も「自由な自治」に含めて論じているところもあり、ここでは協会も広義の自治体としておく。
- 7 1850年刊の『フランスにおける社会運動の歴史』では、国家は人格態であるが、社会は自然的なものであるがゆえにばらばらで利己的であって自由を持たないものとされている。
- 8 Vereinは「協会」よりも「組合」と訳したほうがぴったりする場合があるが、それで通せない場合もある。これまでいちおうすべて「協会」という訳語で通して来たが、以下で従来の日本語の慣習に従って「組合」と訳した場合がある。

【Abstract】

Selbstverwaltungskörper bei Lorenz von Stein

Takayuki SHIBATA

Hier handelte ich die verschiedenen Selbstverwaltungskörper und Vereinswesen, damit ich die Bedeutung derselben in der Staatswissenschaft Lorenz von Steins erkläre.

Lorenz von Stein sagt, die dauernden Formen, welche den selbständigen Organismus der Einzelpersonlichkeiten in der Verwaltung enthalten, sei die Verwaltungskörper, und der Organismus mit seiner Ordnung und seinem Recht sei die Selbstverwaltung.

Die erste Grundform der Selbstverwaltung ist die Landschaft, deren natürlichen Elemente das Land und der Stamm sind. Die Gemeinde als die zweite Grundform der Selbstverwaltung beruht auf der örtlichen Gemeinschaft aller Interessen ihrer Angehörigen. Sie ist die ausgebildete Organisation der örtlichen Selbstverwaltung. Die Corporation als die dritte Grundform entsteht, wo für einen bestimmten öffentlichen Zweck ein bestimmtes Vermögen gesetzt und verwaltet wird. Aber die Corporationen bilden den Übergang von der eigentlichen Selbstverwaltung im Gemeinwesen zum Vereinswesen.

Die erste Gruppe der Verwaltungsvereine entsteht da, wo die Durchführung, die Modificationen oder die Behinderung von bestehenden oder beabsichtigten Verwaltungsgesetzen Gegenstand eines Vereins derjenigen werden, deren Interessen jene Maßnahmen der Verwaltung berühren. Das ist die Interessenvereine. Z.B. das Aktien- oder Kapitalsvereinswesen, die Kreditvereine usw. Die zweite Gruppe bildet sich an den Aufgaben des geistigen Lebens. Es sind die Bildungsververeine. Die dritte Gruppe ist die socialen Vereine aller Art. Z.B. die Armen- und Nothvereine, die Hilfsvereine, die Arbeitervereine als das Vereinswesen der Selbsthilfe usw.

Stein sagt, während die freie Verwaltung ihrem Principe nach das ganze Leben der Staaten durchdringt, sind es Selbstverwaltung und Vereinswesen, welche es mit den elementaren Grundverhältnissen desselben in Harmonie bringen, ohne ihre Natur anzugreifen. Im System der Staatswissenschaften Lorenz von Steins sind die Selbstverwaltungskörper und Vereinswesen eine Mittlerorganisation zwischen dem Staat und der Gesellschaft, wie die Corporation für Hegel in seiner Rechtsphilosophie.